懲戒の処分公告

埼玉弁護士会が平成29年１月26日付けでなし、平成29年１月30日に効力を生じた対象弁護士に対する戒告の懲戒処分について、懲戒請求者から異議の申出があった。日本弁護士連合会は、上記処分を変更して、以下のとおり懲戒処分をしたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第６号の規定により公告する。

記

１　処分を受けた弁護士
　氏　　名　新槇　雅道
　職務上の氏名　神田　雅道
　登録番号　23415
　事 務 所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町１－８－２　ＮＭビル６階
　さくら総合法律事務所
２　処分の内容　業務停止１月
３　処分が効力を生じた年月日
　平成30年４月16日

平成 30 年４月 16 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　茨城県弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　野武　興一
　登録番号　17776
　事 務 所　茨城県土浦市川口１－９－11　ブラウドビル６階
　野武法律事務所
３　処分の内容　業務停止１月
４　処分が効力を生じた年月日
　平成30年４月６日

平成 30 年４月 16 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成29年２月10日に告知した同会所属弁護士野澤裕昭会員（登録番号20240）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年４月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成30年４月13日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 30 年４月 13 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成28年10月24日に告知した同会所属弁護士中田康一会員（登録番号21201）に対する懲戒処分（除名）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年４月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成30年４月13日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 30 年４月 13 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成29年２月６日に告知した同会所属弁護士宮﨑好廣会員（登録番号15779）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年４月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成30年４月13日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 30 年４月 13 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第一東京弁護士会が平成29年２月７日に告知した同会所属弁護士内海隆幸会員（登録番号35920）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年４月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成30年４月13日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 30 年４月 13 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成28年５月23日に告知した同会所属弁護士伊達俊二会員（登録番号19021）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成30年４月10日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成30年４月13日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 30 年４月 13 日　　日本弁護士連合会

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、役員の異動について次のとおり公告する。

平成 30 年５月２日

地方職員共済組合
理事長　平嶋　彰英

就　任　理事（常　勤）　菅野　孝志
〃　理事（非常勤）　古尾谷光男
〃　理事（非常勤）　荒木　慶司
〃　理事（非常勤）　原　勝則
〃　監事（非常勤）　滝本　純生
（平成30年４月１日）

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年４月９日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成 30 年５月２日

静岡県浜松市中区曳馬２丁目14番17号
静岡県西部機械工業厚生年金基金
代表清算人　小杉　昌弘

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年４月９日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　小杉　昌弘
２．住所　静岡県浜松市中区曳馬２丁目14番17号

平成 30 年５月２日

静岡県西部機械工業厚生年金基金

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９項に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　東北薬業企業年金基金
２．事務所の所在地　宮城県仙台市青葉区五橋１丁目１番17号
３．理事長の氏名及び住所　一條　　武　宮城県仙台市青葉区五橋１丁目１番17号
４．実施事業所の名称及び所在地　株式会社櫻井薬品　青森県三沢市、東邦薬品株式会社青森事務所　青森県青森市、株式会社小田島　岩手県花巻市、株式会社白石薬店　岩手県一関市、サンケミファ株式会社　宮城県仙台市青葉区、東邦薬品株式会社東北事務所　宮城県仙台市青葉区、株式会社メディセオ　秋田県秋田市、株式